

函館空港大沼線及び新函館北斗大沼線の運行における
最低車両数の変更に関する協議について

1. 協議の経緯

有限会社大沼交通が道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受け路線定期運行として運行している函館空港大沼線及び新函館北斗大沼線について、一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準（北海道運輸局公示第44号。以下「審査基準」という。）1（3）③ただし書の規定により七飯町地域公共交通活性化協議会に対し、当該路線の運行に伴う最低車両数（審査基準1（3）③本文に規定する最低車両数をいう。以下同じ。）の変更を申し出るものである。

2. 協議の内容

七飯町地域公共交通活性化協議会において、函館空港大沼線及び新函館北斗大沼線の運行における最低車両数を6両から3両に変更することに関する協議を行う。

3. 変更の理由

最低車両数については、1営業所ごとに最低でも5両の常用車及び1両の予備車を配置すると規定されているが、函館空港大沼線及び新函館北斗大沼線は、その運行回数等により2両で運行していることを踏まえ、2両の常用車及び1両の予備車の配置で十分に輸送力の確保ができると考えられるため。

4. 函館空港大沼線及び新函館北斗大沼線の時刻表

< 函館空港大沼線 >

函館空港→大沼方面		大沼方面→函館空港	
函館空港	10:00 14:40 17:30	大沼公園駅前	08:10 11:40 16:10
大中山バス停 ※降車のみ	10:27 15:07 17:57	函館大沼プリンスホテル	08:20 11:50 16:20
七飯役場通 ※降車のみ	10:35 15:15 18:05	道の駅なないろ・ななえ ※乗車のみ	08:35 12:05 16:35
道の駅なないろ・ななえ ※降車のみ	10:45 15:25 18:15	七飯役場通 ※乗車のみ	08:45 12:15 16:45
函館大沼プリンスホテル	11:00 15:40 18:30	大中山バス停 ※乗車のみ	08:53 12:23 16:53
大沼公園駅前	11:10 15:50 18:40	函館空港	09:20 12:50 17:20

< 新函館北斗大沼線 >

新函館北斗駅→大沼方面		大沼方面→新函館北斗駅	
新函館北斗駅	11:00(平日土日祝) 14:00(土日祝のみ) 16:00(土日祝のみ)	大沼公園駅前	10:00(平日土日祝) 13:00(土日祝のみ) 15:00(土日祝のみ)
道の駅なないろ・ななえ	11:07(平日土日祝) 14:07(土日祝のみ) 16:07(土日祝のみ)	函館大沼プリンスホテル	10:10(平日土日祝) 13:10(土日祝のみ) 15:10(土日祝のみ)
函館大沼プリンスホテル	11:22(平日土日祝) 14:22(土日祝のみ) 16:22(土日祝のみ)	道の駅なないろ・ななえ	10:25(平日土日祝) 13:25(土日祝のみ) 15:25(土日祝のみ)
大沼公園駅前	11:32(平日土日祝) 14:32(土日祝のみ) 16:32(土日祝のみ)	新函館北斗駅	10:32(平日土日祝) 13:32(土日祝のみ) 15:32(土日祝のみ)

5. 関係法令等（一部抜粋）

（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（2）一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準（北海道運輸局公示第44号）

1（3）③ 最低車両数

1 営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りではない。